第２１号様式（第４８条第２項）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　年　　月　　日　（住所）（氏名）　　　　　　　　　　様山武郡市広域行政組合　　　　管理者　　　　　　 　　　許　可　取　消　書　あなたの　　　　する下記　　　　　　　は、消防法第　　　　　違反であるため、消防法第１２条の２第１項の規定により許可を取り消す。記１　施設区分２　設置場所又は常置場所３　設置許可年月日・番号４　許可取消（処分）の理由となる事実教示１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |